# 社会保険ひろしま

第831号

11
2017
平成29年

- 被保険者の個人番号(マイナンバー)の確認にご協力ください
- 「賞与支払届」を忘れずにご提出ください
- 育児休業の申出時期が追加されました
- その他　出張相談所開設のご案内(12月)　他
- 加入者・事業主の皆さまへ
- 届出・申請書作成支援サービスをご利用ください
- 医療費のお知らせをお送りします～平成30年2月中旬に発送予定～
- 住所変更届のお願い

職場内で回覧して下さい

**広島県の状況**

平成29年9月末

| | | 厚生年金 | 健康保険 |
|---|---|---|---|
| 適用事業所数 | | 51,256 | 50,628 |
| 船舶所有者数 | | 287 | 350 |
| 被保険者数 | 男性 | 512,487人 | 380,940人 |
| | 女性 | 301,994人 | 246,534人 |
| | 船員 | 3,178人 | 3,241人 |

平成２９年１１月号

事業主の皆さまへ

# 日本年金機構からのお知らせ

## 被保険者の個人番号(マイナンバー)の確認にご協力ください

日本年金機構では、法令等に基づき、今後、マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更の届出の省略や届出の添付書類の省略等、国民の利便性の向上等を図る取り組みを進めていく予定としており、皆さまのマイナンバーを収録・確認する作業を進めております。

しかしながら、日本年金機構が管理している情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民票に記載される情報が相違している等の理由により、日本年金機構においてマイナンバーの確認ができない被保険者が存在しています。仮に、マイナンバーが確認できている者とできない者が同一の適用事業所内に混在した場合、今後の届出等の省略ができる被保険者とできない被保険者を事業主様に管理していただく必要が生じるなど、届出事務が繁雑になる恐れがあります。

このため、日本年金機構においてマイナンバーが確認できない被保険者及び被扶養配偶者（国民年金第３号被保険者）が在籍する適用事業所の事業主様あてに、平成 29 年 12 月中旬以降、順次「マイナンバー等確認リスト」をお送りいたしますので、確認のご協力をお願い申し上げます。

なお、該当者がいない適用事業所の事業主様には送付されませんので、ご対応いただく必要はありません。

また、「マイナンバー等確認リスト」に関するお問い合わせは、平成 29 年 12 月 20 日以降に照会ダイヤルを設置することとしており、リストを送付する事業主様には改めてご案内いたします。

## 「賞与支払届」を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払った場合は、支払日から５日以内に**「賞与支払届」**と**「賞与支払届総括表」**をご提出ください。これを基に保険料や将来受け取る年金額等の計算の基礎となる「標準賞与額」を決定します。

○日本年金機構に登録している賞与支払予定月に支払いがないときは、**「賞与支払届総括表」のみ提出が必要となります**（「④支給・不支給」欄の「不支給　1」に○を付けてご提出ください）。

○賞与支払予定月を機構に登録している事業所には、その予定月の前月に届出用紙を送付します。
現在、賞与支払予定月を登録していない事業所で、今後、届出用紙の送付をご希望の場合は、「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（処理票）」をご提出ください。

○オンライン申請（電子申請）や電子媒体（ＣＤ、ＤＶＤ）で提出することもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

## 育児休業の申出時期が追加されました

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、平成 29 年 10 月１日から保険料負担が免除となる育児休業の申出時期に(以下 3.)が追加されました。

１．１歳に満たない子を養育するための育児休業
２．保育所待機等特別な事情がある場合の１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するための育児休業
３．保育所待機等特別な事情がある場合の１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するための育児休業
４．１歳(上記 2. に該当する場合は１歳６か月、上記 3. に該当する場合は２歳)から３歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧いただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構
Japan Pension Service

## ◆ 出張相談所開設のご案内（１２月）

| 市　町 | 日　時 | | 会　場 | 予約制の有無<br>① 予約の受付締め<br>② 予約先及び電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 大竹市 | 毎週火曜日 | 10:00～15:30 | 大竹商工会議所 | 予約制　※1<br>① 相談日の前々日の午前中<br>② 広島西年金事務所<br>☎082-535-1505 |
| 竹原市 | １２月１３日（水） | 10:00～15:30 | 竹原福祉会館 | 予約制　※1<br>① 相談日の前々日の午前中<br>② 呉年金事務所<br>☎0823-22-1691 |
| 尾道市 | 毎週火・木曜日 | 10:00～15:30 | 尾道市市民会館<br>（旧：尾道市公会堂別館） | 完全予約制　※1<br>① 相談日の前々日の午前中<br>② 三原年金事務所<br>☎0848-63-4111 |
| 尾道市因島 | 毎週月曜日 | 10:00～15:30 | 因島総合支所<br>４階会議室 | |
| 尾道市向島 | 毎週金曜日 | 10:00～15:30 | 向島支所<br>１階相談待合室 | |
| 大崎上島町 | １２月２１日（木） | 10:00～15:30 | 大崎上島町<br>東野保健福祉センター | |
| 庄原市 | １２月２０日（水） | 10:00～15:00 | 庄原市役所東城支所 | 予約制　※1<br>① 相談日の前日<br>② 三次年金事務所<br>☎0824-62-3107 |

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

## ◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています。是非ご利用ください

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

**予約申し込みは「年金ダイヤル」へ！　０５７０－０５－１１６５**

○予約相談希望日の１か月前から前日まで受付しています。○予約による相談は８：３０～１６：００（月～金曜日）に実施します。
○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。○お近くの年金事務所でも受け付けしています。

## ◆ 広島市内事務所の管轄は下記の通りです

| 事務所 | 健康保険・厚生年金 | 国民年金 | 住所・TEL |
|---|---|---|---|
| 広島東年金事務所 | 広島市、大竹市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡 | 広島市（中区、安佐南区、安佐北区） | 広島市中区基町１－２７<br>（０８２）２２８－３１３１ |
| 広島西年金事務所 | | 広島市（西区、佐伯区）大竹市、廿日市市、山県郡 | 広島市西区商工センター２－６－１<br>ＮＴＴコムウェア広島ビル１階<br>（０８２）５３５－１５０５ |
| 広島南年金事務所 | | 広島市（東区、南区、安芸区）、江田島市、安芸郡 | 広島市南区皆実町１－４－３５<br>（０８２）２５３－７７１０ |

## ◆ 手話による年金相談のご案内

| 会場 | 日時 |
|---|---|
| 広島東年金事務所 | １２月１３日（水）<br>13:00～15:00 |
| 福山年金事務所 | |

○毎月第二土曜日（13:00～16:00）は事前申し込みにより、県内の事務所で手話による年金相談を行っています。

## ◆ 新任事務担当者説明会のご案内

| 会　場 | 日　時 | |
|---|---|---|
| 三次年金事務所 | １２月２１日（木）　13:30～16:00 | 三次市生涯学習センター<br>２階第２講座室 |

●対象者　①新任事務担当の方　②新規加入事業所の方　③その他受講を希望される方

加入者の皆様へお知らせいただきますようお願いします

2017.11

全国健康保険協会
協会けんぽ

# 全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

## 加入者・事業主の皆様へ

マイナンバーについては、情報提供の試行運用を実施していますが、市区町村などへ国民健康保険の加入等を申請する場合の取扱いは以下の通りですので、ご留意ください。

### ◉退職後に国民健康保険に加入する場合（全加入者）

マイナンバーの情報連携において、資格喪失日等の確認に一定の時間を要することから、現在お勤めの会社を退職後に、お住まいの市区町村で国民健康保険の加入手続（健康保険証の切替手続）を行う場合等は、**市区町村窓口に添付書類(※)の提出をお願いいたします。**

**※退職に伴う国民健康保険加入の場合の添付書類（例）**

- 退職証明書［発行:退職した会社］
- 資格喪失確認通知書［発行:日本年金機構］
- 離職票［発行:ハローワーク］　　のいずれか。

### ◉市区町村等で要介護認定等の申請手続きをする場合（被扶養者のみ）

被扶養者の方が市区町村等において、介護保険の要介護認定等(※)の申請手続きを行う場合は、**市区町村等の窓口に添付書類の提出をお願いいたします。**手続きに必要な添付書類、及び添付書類が必要な手続きの詳細については、申請先の市区町村等の窓口にお問い合わせください。

(※)生活保護に関する申請手続き、障害児入所医療費の支給に関する申請手続き等

## 届書・申請書作成支援サービスをご利用ください

申請書等を簡単かつ効率的に作成できるサービスを開始しました。
事務ご担当者および加入者の皆様には、ぜひこの機会にご利用いただきますよう、お願いします。

### サービスの特徴

◆入力が可能なPDFファイルをホームページにて提供しています。
◆各記入項目の説明を参照しながら入力できます。
※ただし、申請者氏名等は自署が必要です。

### ご利用の手順

1. 協会けんぽのホームページからPDFファイルをダウンロード
2. 必要項目を入力し、印刷
3. 手書きする項目（漢字氏名欄等）を記入する。
4. ご加入の協会けんぽ支部へ郵送

協会けんぽ広島　検　索

○ PDFファイルを表示するためには、「Adobe Reader」（無償）が必要です。
※「Adobe Reader」はアドビシステムズ社の商標です。

# 医療費のお知らせをお送りします
## ～平成30年2月中旬に発送予定～

医療費の財源は、皆さまが支払う保険料です。「医療費のお知らせ」は、健康保険の財源が皆さまの健康維持に役立っていることをご理解いただくために、年に一度お送りしています。

### 事業所担当者様へお願い

- 従業員の皆様の「医療費のお知らせ」（個人ごと、封かんの状態）が事業所に届きますので、**開封せずに**配布をお願いいたします。

### ★医療費控除の申告に「医療費のお知らせ」が使用できるようになります！

平成29年分の確定申告から医療費控除の申告方法が変更されることとなり、添付書類として「医療費のお知らせ」を使用できるようになります。
※医療費控除の申告に関する詳細（変更点・手続きなど）は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧いただくか、お近くの税務署にご相談ください。

# 住所変更届のお願い

### 受診券を平成30年4月にご自宅へお送りします

協会けんぽでは、被扶養者（ご家族）様が特定健診を受診する際に必要な受診券を、被保険者（お勤めの方）様の住所（届け出ていただいている住所）宛にお送りしております。なお、転居等による住所不明などの理由により、お届けできなかった受診券は、事業主様宛にお送りし、被保険者様等を通じて、ご家族様へ届けていただいております。

来年度も被保険者様の住所宛にご家族様の受診券をお送りしますので、被保険者様の住所が変更されている場合には、管轄の年金事務所に「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」のご提出をお願いいたします。

### 注意いただきたい点

- 受診券送付の対象となる方は、40歳から74歳までの被扶養者様です。
- 住所変更のタイミングによっては、変更後の住所が来年度の発送先住所に反映されない場合がございますので、ご了承をお願いします。
- 被扶養者様が被保険者様と同居していない等の理由で、あらかじめ異なる住所にお送りすることができないため、一度、被保険者様宛にお送りさせていただくことになります。

### 定期健診結果データについてのお知らせとお願い

広島支部では、定期（事業者）健診結果データ提供の同意書または健診結果の提出勧奨を外部機関に委託しております。健診機関または委託業者から事業者健診データ提供の同意書等の提出依頼があった際には、ご協力をお願いいたします。


お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011（代表）

〒732-8512　広島市東区光町1-10-19　日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/


保険証

保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。

〒

申請書の郵送にご協力ください